参考資料 3

平成16年度

食料・農業・農村の動向に関する年次報告

第2部　平成16年度において講じた食料・農業・農村施策

(案)

(第11回食料・農業・農村政策審議会用参考資料)

平成17年4月

農林水産省

本資料は、「平成16年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」（第２部　平成16年度において講じた食料・農業・農村施策）の案であり、今後、各省協議等を経て、閣議決定の上、国会に提出されるものである。

目　次

概　説

1　施策の重点…… 1
2　財政措置…… 1
3　立法措置…… 1
4　税制上の措置…… 2
5　金融措置…… 2
6　政策評価…… 3

Ⅰ　食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

1　望ましい食料消費の姿の実現…… 4
2　生産努力目標の達成に向けた施策…… 6
3　食料の需給に関する動向把握と情報提供……16

Ⅱ　食料の安定供給の確保に関する施策

1　食の安全・安心の確保……17
2　食品産業の健全な発展……27
3　農産物の輸出入に関する施策……31
4　不測時における食料安全保障……32
5　国際協力の推進……32

Ⅲ　農業の持続的な発展に関する施策

1　望ましい農業構造の確立……35
2　専ら農業を営む者等による農業経営の展開……37
3　農地の確保及び有効利用……37
4　農業生産の基盤の整備……38
5　人材の育成及び確保……39
6　女性の参画の促進……42
7　高齢農業者の活動の促進……42
8　農業生産組織の活動の促進……43
9　技術の開発及び普及……43
10　農産物の価格の形成と農業経営の安定……46
11　農業災害による損失の補てん……48
12　自然循環機能の維持増進……49
13　農業資材の生産及び流通の合理化……52

Ⅳ　農村の振興に関する施策

1　農村の総合的な振興に関する施策……54
2　中山間地域等の振興に関する施策……60

3　都市と農村の交流等に関する施策……62

V　国際交渉への取組
1　ＷＴＯ交渉における取組……65
2　ＦＴＡを含む経済連携への取組……66

VI　団体の再編整備に関する施策
VI　団体の再編整備に関する施策……68

VII　その他重要施策
1　米政策改革大綱の具体化に向けた取組……70
2　政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進……72
3　農林水産分野の情報化と電子政府の実現……72
4　災害対策……72

VIII　施策を総合的かつ計画的に推進するための取組
1　政策評価……74
2　財政措置の効率的かつ重点的な運用……75
3　情報受発信の推進……75
4　コスト構造改革……75
5　国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携……75

参考１　食料・農業・農村政策日誌……77

参考２　平成16年度中に開催した審議会等……89

概　説

1　施策の重点

食料・農業・農村基本法に基づいて策定されている現行の基本計画の目標及び課題等の実現に向けて、以下の施策を総合的に展開した。なかでも、関係府省と連携した食の安全・安心を確保するための施策や米政策改革、都市と農山漁村の共生・対流等、既に方向付けがなされ、取組が行われている施策については、迅速かつ機動的な推進を図った。

① 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策
② 食料の安定供給の確保に関する施策
③ 農業の持続的な発展に関する施策
④ 農村の振興に関する施策
⑤ 国際交渉への取組

2　財政措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な財政措置を講ずることとし、平成16年度農業関係一般会計予算額は、総額２兆4,267億円となった。これにより、米政策改革の着実な実施等農業構造改革を促進するとともに、食品のリスク管理や表示の適正化の一層の徹底等食の安全・安心の確保と食品産業の活性化、風格ある美しい農山漁村づくり等都市と農山漁村の共生・対流の促進等を図った。

また、平成16年度の農林水産省関係の財政投融資額は2,315億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融資計画額で1,850億円となった。

3　立法措置

第159回国会において、以下の法律が成立した。

・「植物防疫法の一部を改正する法律」
・「卸売市場法の一部を改正する法律」
・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」
・「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律」
・「農業改良助長法の一部を改正する法律」
・「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律」
・「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」
・「競馬法の一部を改正する法律」
・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」
・「景観法」

また、16年度において、以下の法律等が施行された。

・「農業災害補償法の一部を改正する法律」
・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」

・「植物防疫法の一部を改正する法律」
・「卸売市場法の一部を改正する法律」
・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」
・「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律」
・「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律」
・「競馬法の一部を改正する法律」
・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」
・「景観法」

4　税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

（1）農業経営・構造等対策

（ア）　改正食糧法に基づき設立される米穀安定供給確保支援機構が行う業務について以下の特例措置を講じた。

①　集荷円滑化対策業務及び債務保証業務を公益法人等の収益事業から除外（法人税）

②　集荷円滑化対策業務にかかる負担金を必要経費または損金に算入（所得税・法人税）

（イ）　りんご樹の耐用年数（27年）を、わい化りんご樹については20年、その他のりんご樹については29年と区分した。（所得税・法人税）

（ウ）　平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等にかかる特例措置（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）を講じた。（所得税・法人税）

（2）食品の流通・加工、環境等対策

（ア）　中核的地方卸売市場にかかる課税標準の特例措置（５年間1/2）について、合併して一定規模以上となった地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産を追加するとともに、その適用期限を18年３月31日まで延長した。（固定資産税）

（イ）　「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物処理・保管用施設にかかる以下の特例措置について、それぞれ18年３月31日まで適用期限を延長した。

①　当該施設を取得した場合の特別償却制度（16%）（所得税・法人税）

②　当該施設にかかる課税標準の軽減措置（５年間1/2）（固定資産税）

5　金融措置

平成14年度に各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給され

るよう、わかりやすく、使いやすい制度に再構築したことを踏まえ、その普及・浸透を着実に図るとともに、重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の金融措置を講じた。

（1）農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫資金については、

① 農業経営維持安定資金及び経営体育成強化資金について、負債の償還が困難となっている農業者に対する償還負担の軽減を図るための資金の貸付適用期限等の延長

② 特定農産加工資金について、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、経営の改善を引き続き促進するための適用期限の延長

等の措置を講じた。

また、円滑な業務運営に資するため、農林漁業金融公庫に対し、一般会計から補給金を交付した。

なお、沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の融資制度において、農林漁業金融公庫と同様の措置を講じた。

（2）農業近代化資金及び農業信用保証保険

農業近代化資金については、農業者等の資金需要に対応するため、都道府県等に対して利子補給補助等の助成措置を講じた。

また、農業信用保証保険については、債務保証の円滑化を図るため、農業信用基金協会への都道府県の補助等に対する助成を実施した。

（3）農業改良資金

担い手の創意工夫による新たな作目や加工分野への進出、新たな技術や生産方式の導入の取組を支援し、新たに農作業の受託料相当額を貸付対象にするなどの所要の措置を講じた。

6　政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく実績評価、事業評価等の政策評価を積極的に推進することにより、食料・農業・農村基本法及び同基本計画に即した施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえて施策内容等の見直しを行った。

Ⅰ　食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

1　望ましい食料消費の姿の実現

（1）「食生活指針」の定着と実践に向けた取組

健康で充実し、活動的な長寿社会の実現を目指し、脂質の摂取過多の是正等により適正な栄養バランスの実現を図るとともに、食料資源を有効に利用するなどの観点から、消費者、食品産業その他の関係者がこれらの課題についての理解を深め、食生活の見直し等に積極的に取り組んだ。

基本法に基づく健全な食生活に関する指針として策定された「食生活指針」については、食育を推進する活動のなかで、食生活指針を中心とした食生活改善についても国民各層に対する普及・啓発を図るとともに、同指針に沿った健全な食生活の実現に向けた施策を講じた。

（2）食育の促進

これまで取り組んできた「食生活指針」を中心とした食生活改善に関する普及・啓発に加え、心身の健全な発達や健康の保持増進及び望ましい食習慣の実現を図り、食の安全について自ら考えることを促進した。また、食品の安全、食品の選び方や組合せ方等を教え、国民一人一人が「食」について自ら考え、判断する能力を養成するため、「食育」を推進する国民的な運動を展開した。

①　全国段階における「食育」の推進

「食を考える国民会議」等による積極的な活動を推進するとともに、各種媒体を通じた情報発信活動、生産・加工・流通等の各段階の取組や地域の伝統的な食文化等を含めた総合的な情報提供活動等を全国的に展開した。また、「食育」の推進にかかるシンポジウムの開催や「食育」に関する実証研究等を行った。

②　「食を考える月間」における啓発活動の展開

「食を考える月間」（毎年１月）のなかで、食品の生産者から加工・流通業者、消費者に至るまでの食にかかわるあらゆる人々の参加のもとに、「食を考える国民フォーラム」や「ニッポン食育フェア」の開催、実践活動等食育の推進に関する集中的な取組を行った。

③　地域段階における「食育」の実践

地域において、生産者、衛生管理関係者、栄養学関係者、学校給食関係者等で構成される食育推進ボランティアの育成・活用を進め、食生活指針をはじめとする食生活改善や食の安全・安心、地域食文化の維持・創造等に関する各地域の特性を活かした「食育」の実践に対する支援を行った。また、消費者と生産者との交流を通じて食に対する理解の促進を図るとともに、地域産物を利用した「食育」を促進するための取組等を行った。

④　食生活に関する教育の充実

学校における食育の推進体制の整備を図るため、第159回国会において、「学校教育法等の一部を改正する法律」が可決・成立したところであり、平成17年４月の制度開始に向けて、栄養教諭養成課程の認定等を行った。

また、食に関する指導の一層の充実を図るため、シンポジウムの実施、児童生徒用の

食生活学習教材の作成・配布のほか、学校、家庭、地域が連携し、一体となって食育に取り組むモデル事業の展開等の諸事業を実施した。

⑤　学校給食等を通じた啓発活動

各地域の特産物等、地域食文化を知るとともに、「食」と「農」について子ども達の理解を深めるため、地域産物を活用した学校給食等を通じた食育活動を推進した。

⑥　食や農林水産業等への理解の促進

食や農林水産業等への理解を促すとともに、食を選ぶ力をはぐくむため、食の生産現場や農山漁村の生産者との交流等を中心とした諸活動を展開した。

⑦　消費者と生産者との情報交換の促進

食と農の距離を近づけ、消費者の安心と信頼を確保するため、農林水産業や食品、食生活等に関する消費者が求める情報をわかりやすく提供した。また、地域の特色を活かした消費者と生産者との交流活動等を促進した。

⑧　地域段階での消費者等との相互理解の推進

地方農政局等が、学校等の現地に出向いて講義を行う「出張講座」、食と農に関する教材の作成・提供、消費者との各種シンポジウム等を実施し、地域段階での消費者等との相互理解の促進を図った。

⑨　米を通じた食育活動の推進

米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及と連携した日本型食生活の健康面等における有用性等についての理解の促進、米飯学校給食や稲作体験等を通じた児童・生徒等へのお米・ごはんに関する食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動的な取組を展開した。

⑩　野菜摂取量の増加に向けた啓発活動の推進

医学、栄養学、農学及び教育関係の学識経験者の協力のもと、身近な媒体や量販店の店頭等を通じ、野菜摂取量の少ない若年層を主な対象として、必要な摂取量の目安（1日５皿分以上）や野菜のもつ健康維持機能等に関する啓発活動を展開した。また、児童・生徒に対し、教育の場等を通じて、栽培、調理等の実体験による野菜への理解の促進、とれたてのおいしい野菜の摂取による摂取の習慣化等の取組を展開した。

⑪　果物を通じた食育活動

果物を毎日の食生活に欠かせない品目として定着させるため、果物の健康機能性、摂取目標量等の知識について啓発活動を行う「毎日くだもの200ｇ運動」を推進するとともに、学校生活を通じ、児童・生徒が果物を摂取することの重要性への理解を高めるよう、学校給食等の場において果物のおいしさや果物に含まれる栄養素の働き等に関する啓発を推進した。

（３）食料消費の改善に関する施策の充実

（ア）　消費者相談の窓口である、農林水産本省、地方農政局、地方農政事務所、独立行政法人農林水産消費技術センターの「消費者の部屋」等において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談に対応するとともに、消費者に対し、農林水産行政の情報提供及び啓発を行った。特に子どもに対しては、農林水産本省における子ども相談電話による対応を行うとともに、社会見学等のグループ学習を積極的に受け入れた。また、農林水産本省と地方農政局等を結ぶ相談受付情報ネットワークシス

テムの活用により、効率的な相談対応を行った。

（イ）　全国に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握するとともに、地方公共団体の消費生活センター等における消費者相談処理能力の向上を図るため、商品テスト機関連絡会議を各地域（４ブロック）において開催した。

また、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、都道府県消費生活センター職員等の研修及び地方公共団体等からの依頼に基づく食品等の品質及び表示に関する知識の普及のために講師派遣を行った。

２　生産努力目標の達成に向けた施策

（１）課題解決に向けた品目横断的な取組

ア　農業生産の総合的な振興

耕種部門と畜産部門の連携等により、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、稲発酵粗飼料生産の推進、総合的農作業受託組織の育成等に必要な対策を総合的に実施した。

（ア）　産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立

産地の特色を活かした農産物の供給体制を構築するため、消費者による農産物の地産地消推進活動、高品質化、低コスト化のための技術実証等を総合的に推進した。

（イ）　畜産振興のための総合的な施策の推進

効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、意欲ある農業者等の創意工夫を活かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興のための施策を総合的に実施した。

①　ゆとりある生産性の高い畜産経営の育成・確保

基本計画及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、日本型畜産経営継承システムの構築、地域畜産支援組織の効率化、地域の核となる協業法人経営体の育成、新規就農促進等を引き続き支援した。また、酪農経営におけるほ育育成部門の外部化を新たに推進した。

②　自給飼料の増産

「飼料増産推進計画」等の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動を展開しつつ、飼料の生産、利用を合理化するための総合的な条件整備、飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行った。また、コントラクター（飼料生産受託組織）等を核として、自給飼料の生産からＴＭＲ（混合飼料）の調製・供給までを行う地域センターの整備等を推進した。

③　家畜改良増殖の促進及び畜産新技術の実用化

家畜改良増殖法等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に則して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進した。

ａ　乳用牛においては、泌乳能力や体型等に優れた種雄牛の改良や雌牛の能力検定を推進するとともに、自動搾乳システムに対応した検定を開始した。

ｂ　肉用牛においては、増体能力や飼料利用性に優れた肉用牛群を整備・改良するとともに、和牛受精卵を安定供給するための施設整備を行った。

ｃ　中小家畜（豚、鶏）においては、各県が広域的に連携して効率的に系統造成

等を進めるための施設整備等による系統の改良体制を整備した。

また、ほ乳ロボット等家畜飼養管理作業の自動化・省力化等を図る技術の実用化を推進するとともに、家畜個体識別システムの活用促進や肉用牛肥育における稲発酵粗飼料の利用拡大、受精卵移植関連技術の実用化及びＤＮＡマーカーの育種への活用手法の検証を推進した。

これらの技術を利用することによって地域の畜産生産基盤を強化し、地域の個性ある活性化を図った。

④　畜産物の流通対策

ａ　牛乳・乳製品においては、乳製品工場等の再編・合理化を推進し、高度な衛生管理水準を備えた乳業工場への生産集約等を推進した。

ｂ　基幹的食肉センター等の施設整備を推進した。

（ウ）耕種と畜産の連携

土地、労働力等の地域資源を最大限に活用した国内農業生産の維持・増大を図るため、耕種部門と畜産部門の連携を一層推進するために必要な対策を総合的に実施した。

①　耕種作物を活用した粗飼料生産の推進

水田における稲発酵粗飼料等飼料作物の生産、稲わらの利用等に対する取組を推進した。また、水田地帯と畜産地帯における粗飼料の需給に関する地理的な不均衡を解消するため、水田地帯における繁殖経営の育成や、水田地帯で生産された飼料の広域流通を推進した。

②　総合コントラクター（農作業受託組織）の育成による担い手支援の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働最盛期の調整、高齢化等に伴う労働力不足に対応するとともに、機械の有効利用を図った。このため、稲発酵粗飼料の生産、稲わらの供給、たい肥の農地還元等の農作業の外部化等を推進するための耕種部門と畜産部門の多角的農作業を行う総合コントラクターの育成を推進した。

イ　産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化

平成16年度から開始した新たな米政策においては、これまでの全国一律の生産調整（転作）から転換し、地域自らの発想、戦略と地域の合意により、作物の生産、販売、担い手、水田利用の将来方向を明確にした「地域水田農業ビジョン」を策定（全国で2,490）し、その実現に向けた多様な取組が行われているところである。このような地域の取組を支援するため、助成金の使途・水準を地域で決めることができる水田農業構造改革交付金等を交付した。

ウ　種子・種苗対策の推進

（ア）　植物新品種保護国際同盟（ＵＰＯＶ）における品種登録の審査基準の国際統一の動きに対応した我が国の審査基準の作成・見直し、ＵＰＯＶ加盟国との審査協力の積極的推進等により、審査期間の短縮化、優良品種の開発・普及の促進等を図り、種苗産業の活性化を通じて国内農業生産力を維持・強化した。

①　ＵＰＯＶの一般審査指針の改定にあわせ、我が国において特に重要度の高い作物の審査基準について国際基準への統一を推進した。

②　従来の審査基準では判定できない特性を有する新品種の出願に対応するために、これら特性を判定するための審査基準の作成・見直しを行った。

③　審査への統計手法の活用を検討するためのＵＰＯＶ技術作業部会を我が国で開

催した。

④　ＵＰＯＶ加盟国との審査協力を推進するための協議を継続して実施した。

⑤　アジア地域等における新品種保護制度の充実を図るため、ＵＰＯＶへの拠出等を通じた制度整備への支援や専門家を養成するための研修を実施した。

（イ）　育成者権侵害の判定を容易にするためのＤＮＡ品種識別技術の開発、独立行政法人種苗管理センターにおける育成者権者等の依頼に応じた比較栽培等、植物品種保護戦略フォーラム*1の活動に対する情報提供、助言等を実施し、育成者権行使のための環境整備を行った。

（ウ）　低コストの優良種苗の供給を推進するため、バイオテクノロジー等の各分野における先端技術を活用し、種苗の生産における業際的な技術開発を行った。

（エ）　農産物流通の国際化に対応するため、海外野菜種子流通・作付状況の調査を行った。

（オ）　主要農作物（稲、麦類及び大豆）の種子について、品質向上と安定的な生産供給体制を確立するため、研修会の開催等指導推進体制を強化するとともに、種子生産団地において種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進した。

（カ）　飼料作物について、優良種子の安定的な供給と普及を図るため、採種体制の整備及び関係機関が連携した奨励品種の選定・普及を推進した。

エ　病害虫防除対策

環境や食の安全・安心の確保にも配慮しつつ、適切に病害虫リスク管理を行うため、防除技術の確立等の必要な施策を総合的に講じた。

（ア）　病害虫による農作物被害の軽減等を図るため、病害虫発生予察情報の提供及び的確な防除の実施等を推進し、都道府県が国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費を対象に、都道府県における植物防疫事業に要する基礎経費として、植物防疫事業交付金を交付した。

（イ）　天敵やフェロモン剤等の防除技術を組み合わせた総合的病害虫管理による防除体系の確立を推進し、その普及に資する指針策定に着手した。また、少量散布技術等を取り入れた薬剤散布量を低減させる技術体系及び飛散防止技術の確立を推進した。

（ウ）　国民の病害虫防除に対する理解を得ることにより食の安全・安心に資するため、病害虫防除に関する基本方針を都道府県で策定・公表し、地域の実情に応じた病害虫防除を推進するとともに、農薬使用の低減に向けて生産者と消費者の対話の推進に向けた取組を行った。

（エ）　年間生産量が３万トン以下の農作物等（いわゆる「マイナー作物」）については、使用可能な農薬が少ないため、病害虫防除対策が重要な課題となっている。このため、「マイナー作物」の農薬登録に必要なデータ作成を効率的に行うための支援等を行い、病害虫防除技術体系の確立を推進した。

（オ）　農作物に甚大な被害を与えるおそれのある我が国未発生もしくは一部地域に発生している病害虫に対し、全国で侵入警戒調査を実施した結果、対象となる病害虫がまん延した事例はなかった。また、南西諸島の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ等のまん延防止のため移動規制を行うとともに、根絶防除等の防除対策を

---

*1　育成者権者等により構成される民間団体

実施した。

なお、９年に鹿児島県屋久町の一部地域でサツマイモの重要害虫であるイモゾウムシの発生が確認され、植物防疫法に基づく緊急防除を実施してきたところであるが、徹底した防除の結果、本虫の根絶が確認され、５月31日をもって緊急防除を終了した。

（２）課題解決に向けた品目ごとの取組

ア　米

14年12月に策定された「米政策改革大綱」に示された消費者重視・市場重視の考え方に立ち、多様化する消費者・実需者のニーズを的確に捉え、品質・価格の両面に対応した稲作生産を展開していくため、以下の取組を推進した。

（ア）　基幹施設の整備等による担い手を中心とした効率的な稲作生産体制及び品質の安定した米の通年安定供給体制の構築

（イ）　米の安全性と消費者の信頼を確保するため、産地段階における残留農薬の検査体制の整備、土壌から玄米へのカドミウムの吸収の抑制に効果がある土壌改良資材の散布や出穂前後３週間の湛水管理等、営農技術の普及・定着

（ウ）　需要の拡大が期待される業務用等の用途に価格面で対応可能な低コスト生産技術体系の確立・普及

（エ）　直播栽培等、大区画ほ場に対応した超省力・低コスト稲作技術の導入・普及

イ　麦

品質向上に向けた取組の推進や担い手の育成、生産流通条件の整備等により、実需者のニーズに対応した良品質な麦を安定的に供給するため、以下の施策を推進した。

（ア）　実需者のニーズに対応した品質の向上

実需者、生産者、普及組織、行政等から構成される産地協議会において、産地ごとに設定している品質向上等の目標の達成に向け、品質分析・仕分体制の整備や品質分析結果に基づく栽培技術指導を推進した。

（イ）　実需者等のニーズに対応した高品質品種等の育成・普及

①　実需者や消費者のニーズに合った品種の育成を図るため、品種の開発段階から実需者等による品質の評価を行い、そのニーズを踏まえ、赤かび病や穂発芽に強く、粉色の良い日本めん用品種やパン用、中華めん用等特定用途向け品種の育成を推進した。この結果、新たに小麦２品種、大麦１品種を育成した。

②　試験研究機関、普及組織、行政、生産者、実需者等が一体となって、地域ごとに品種の特性を踏まえた栽培技術の確立を図りつつ、その普及を推進するとともに、実需者による実用規模での製粉・加工適性等の評価を実施した。

（ウ）　担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

①　産地協議会において、産地ごとに、麦を含めた土地利用型作物を一体として捉えた生産性向上・担い手育成等の目標を明確化した。また、その達成に向け、農地流動化を推進する部局との連携のもと、担い手への農地・作業の集積の強化等に向けた取組を支援した。

②　大区画ほ場の整備や排水条件の整備等の土地基盤整備や汎用コンバイン、大規模乾燥調製施設等の機械・施設の整備を推進した。

（エ）　需要に即した良品質麦の生産の推進

① 需要に即した良品質麦の生産を一層推進する観点から、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の下に麦政策検討小委員会を設置し、麦政策の見直しについて検討を行った。これを踏まえて、民間流通麦生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」について、透明性の高い客観的な算定に基づき適切に運用するとともに、17年産からは、銘柄区分を品質区分に変更することとした。また、市場原理の一層の徹底を図る観点から、実需者、生産者等から構成される民間流通連絡協議会において民間流通の仕組みについて検討し、17年産小麦から入札における値幅制限を５％から７％に拡大するなどの見直しを行うこととした。

② 麦共済に導入された災害時の品質低下に伴う収入減にも対応し得る災害収入共済方式の円滑な普及・定着を図った。

（オ） 麦の需要拡大

国産麦の需要の拡大を図るため、「地産地消」の視点に立って、消費者・実需者との連携による地場産麦を利用した加工品の開発・利用促進のための活動を推進した。また、「総合的学習の時間」との連携・協力のもとで、体験ほ場の設置等を通じた地場産麦に対する消費者の意識啓発等、地場産麦の需要拡大に向けた取組を行った。

ウ かんしょ・ばれいしょ

国産いも類の生産確保と安定的供給体制を確立するため、以下の施策を推進した。

（ア） かんしょ

① 需要の拡大を図るため、実需者との連携を図りつつ、かんしょの栄養性や機能性等を広く紹介する活動を展開した。また、安全・安心に配慮した栽培・加工・貯蔵技術の導入を推進するため、産地協議会の取組を強化し、実需者の意向を踏まえた栽培技術の改善等の取組に加え、学校教育との連携や学校給食等への活用を促進するなどの取組を推進した。

② 低コスト化・省力化を図るため、担い手への作業集積や受委託組織等の育成、高性能移植機や高性能収穫機械の導入による機械化一貫体系の確立を推進した。また、流通の多元化に対応した集出荷貯蔵施設の整備及び通い容器の導入等を推進した。

③ 実需者ニーズに即した品質・加工適性品種の育成・普及を図るため、試験研究機関における加工適性品種の開発を推進するとともに、実需者と生産者との連携を図りつつ、栽培技術実証等を行い、産地単位での普及・定着を推進した。また、かんしょのもつ機能性等に着目した新たな製品の開発を推進した。

（イ） ばれいしょ

① 需要の拡大を図るため、実需者との連携によるシンポジウム等の開催を通じて、ばれいしょの新品種や新商品の特徴等を広く紹介する活動を展開した。また、産地協議会の取組を強化し、実需者の意向を踏まえた栽培技術の改善等の取組に加え、品質や加工適性に優れた品種及び栽培技術の導入、学校教育との連携や給食等への活用、作物の機能性成分等に着目した新たな製品の開発等供給体制を確立するための取組を推進した。

② 低コスト化・省力化を図るため、高性能機械等の実証・導入を進めるとともに、消費者・実需者ニーズや契約栽培の拡大等による流通の多元化に対応した集出荷

貯蔵施設の整備、通い容器の導入等を推進した。

③　実需者ニーズに即した加工適性品種の育成・普及を図るため、実需者、試験研究機関等で構成する研究会を開催し、栽培技術実証や加工適性評価等を行い、加工適性品種の育成、新たな製品の開発への取組を図るとともに、加工食品用産地の拡大・強化を推進した。

④　安全・安心に配慮したばれいしょ生産を図るため、病害虫抵抗性品種の導入や地域における病害虫の発生状況等を踏まえた対応技術の確立・普及を推進するとともに、土づくりや物理的防除等を通じて環境・安全に配慮した病害虫防除を推進した。

⑤　独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行った。

エ　大豆

実需者のニーズを踏まえて品質や生産性の向上に取り組む生産者が報われ、実需者も国産大豆を希望する状況を創出し、大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進した。

（ア）　担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

①　集落の話合いによる団地化の推進や農地の集積等により大規模農家・生産組織の育成を図った。

②　土地基盤の整備や地域の実態に応じた機械・施設の導入を図った。

③　麦・大豆体系等による土地利用の高度化を推進するため、耕起・施肥・播種同時作業や効率的収穫作業等、作期競合回避技術の確立を図った。

④　広域集荷や共同選別等の推進による出荷ロットの大型化・均質化を図った。

⑤　農地流動化を推進する部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進めた。

⑥　産地における品質分析結果に基づいた栽培技術指導の徹底を図った。

（イ）　実需者との連携強化等

①　生産者団体が主催する「大豆の需給・価格情報に関する委員会」を通じた需給・価格情報の分析と生産者に対する的確な伝達、産地情報発信体制の整備等を推進した。

②　市場開設者と売り手の完全分離や入札結果の公表等による入札取引の透明化・適正化について適切な運用を引き続き図った。また、生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築に向け、相対取引・契約栽培の拡充等による取引形態の多様化を推進した。

（ウ）　実需者ニーズの生産者への的確な伝達とそれを踏まえた生産の推進

①　銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、適切な運用を図るとともに、担い手及び良質大豆の生産者に対する助成を行うなど価格関連対策の充実を図った。

②　価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図った。

③　災害時における経営安定を図るため、大豆共済への加入を促進した。

④　大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等、高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図った。

（エ）　実需者のニーズを踏まえた優良品種の育成・普及及び良品質大豆の安定生産のための技術の開発・普及

①　実需者や消費者のニーズに即した加工適性に優れる品種、高機能性・低アレルゲン等新規形質品種等の開発を推進した。

②　実需者ニーズに合った新品種の開発・普及を図るため、実需者の協力を得て、新品種候補の品質評価及び実際の製造ラインを用いた新品種の加工適性評価を実施した。

③　実需者ニーズに合った品種の導入や、地域ごとに大豆生産を安定化させる技術の確立・普及を図った。

（オ）　大豆の需要拡大

①　各地域単位で開催するフォーラム等により、消費者に対し、大豆の機能の普及・啓発を図った。

②　「地産地消」の視点に立って、学校給食等への導入、農協等による地場加工への取組を推進するとともに、「総合的学習の時間」との連携・協力のもと、栽培体験ほ場の設置、加工体験教室の開催等を図った。

オ　野菜

国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制を確立するため、以下のような生産・流通両面にわたる施策を講じ、構造改革対策の一層の推進を図った。

（ア）　新技術等による生産コストの低減等

①　野菜の生産コストの低減等を図るため、ねぎ調製ロボット等省力化機械等の導入による機械化一貫体系の確立、低コスト耐候性ハウス等の普及等を推進した。

②　消費者ニーズに的確に対応するため、地産地消の取組や特別栽培農産物の栽培生産情報の消費者への提供、分析診断施設の導入等高付加価値化にかかる取組等を推進した。

③　機械化が遅れている作業にかかる機械の開発、省力化や高品質化のための品質育成や栽培技術の開発を推進した。

（イ）　多元的で効率的な流通システムの実現

①　野菜流通の効率化を推進するため、通いコンテナの普及、ばら流通のさらなる促進等を行った。

②　契約取引の一層の推進を図るため、引き続き、生産者と実需者の仲介を行う者（コーディネーター）の育成等を実施した。

③　業務用等の実需者ニーズに対応した周年安定供給を図るため、産地間の連携によるリレー出荷体制の整備、物流拠点の整備等を推進した。

④　野菜の需要動向に応じた的確な生産を支援するため、野菜に関する需給動向を一元的に収集・整理し、インターネットを通じて提供するシステムの整備を進めた。

カ　果樹

12年度に策定された「果樹農業振興基本方針」に則し、需要に見合った国内生産の確保と需給安定を図るため、以下の施策を推進した。

（ア）　国産果実の需要の維持・増大

果物の健康機能性等の情報を提供し、果物を毎日の食生活に定着させる「毎日くだもの200ｇ運動」を、各種媒体、講演会等を通じた全国段階での取組により推進した。また、本運動のさらなる拡大を図るため、県の生産出荷団体等関係者が消費者への情報提供等を実施するとともに、学校給食関係者とも連携し、学校給食への地場産果物の利用を図る「県版毎日くだもの200ｇ運動」を推進した。

（イ）　需要動向に即した国内生産の維持・確立

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においても、なお価格が大きく変動したときに、育成すべき果樹経営者の経営安定を図るための果樹経営安定対策を適切に行った。

（ウ）　消費者ニーズに対応した果実の生産体制の整備

高品質、安全・安心、手頃な価格等の消費者ニーズに的確に対応し得る果実生産出荷体制の整備、消費者の信頼を深める果樹産地の体制づくりを図るため、以下の施策を推進した。

①　担い手への園地、作業の集積による規模拡大とあわせた省力栽培技術の導入により、低コストで省力的な果実生産体制の整備を推進した。また、冷温高湿貯蔵技術を用いた貯蔵及び出荷調整の実証、ＩＴ（情報通信技術）を活用した新たな流通形態の構築等により、果実流通の省力・低コスト化を推進した。

②　園地条件、栽培管理情報及び選果で得られる果実品質情報を総合的に分析する高度品質管理栽培の導入・実践や消費者ニーズに即した販売形態への対応等により、「ブランド･ニッポン」果実の生産・供給体制の整備を推進した。

キ　畜産物

基本計画の実現に向け、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」、「飼料増産推進計画」等に則して施策を的確に実施した。

（ア）　牛肉の輸入等需給事情の変化に対処するため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を実施した。

①　肉用子牛生産の安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための畜産業振興事業に対する補助等に充てるための交付金を独立行政法人農畜産業振興機構に対して交付した。

②　肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等にかかる畜産の振興に資する施策を実施した。

（イ）　効率的で生産性の高い畜産経営を育成する観点から、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主的な創意工夫を活かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興を図るため、以下をはじめとする「畜産振興総合対策事業」を実施した。

①　地域の核となる協業法人経営体の育成、農協等や協業法人経営体による離農跡地及び後継者不在農家における施設等の条件整備、新規就農促進を引き続き推進するとともに、酪農経営におけるほ育育成部門の外部化を推進した。

②　高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導・ＩＴを活用した有機畜産物等にかかる情報交流システムの整備等を推進した。

③　特に和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、和子牛生産の基盤拡大及び生産性の向上等、生産構造の改革を総合的に推進した。

（ウ）　16年４月及び７月に配合飼料価格が値上げされたことに対処するため、配合飼料価格安定制度の充実を図ることを目的に設置した社団法人配合飼料供給安定機構が異常補てん基金を用い、４～６月期に配合飼料１トン当たり616円、７～９月期には同1,868円の異常補てんを行った。

（エ）　学校給食の場を通じて、児童・生徒の牛乳の飲用習慣の定着を図ることにより、牛乳の消費拡大に資するため、学校給食用牛乳供給事業を推進するとともに、消費者に対して、牛乳・乳製品がもつ豊富な栄養分についての知識の普及を図った。

（オ）　以下の取組を行うため、独立行政法人家畜改良センターに対して、運営費交付金等を交付した。

①　受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖

②　飼料作物の種苗の生産・配布

③　畜産新技術の実用化

④　畜産技術者の養成と海外協力

⑤　家畜改良増殖法に基づく種畜検査

⑥　家畜個体識別システムの運営

ク　甘味資源作物

てん菜及びさとうきびの効率的かつ安定的な生産に取り組むため、甘味資源特別措置法に基づき指定された生産振興地域を対象として、価格対策を講ずるとともに、次の諸対策を実施した。

（ア）　てん菜

①　直播栽培技術の確立・普及や高性能農業機械の導入を図り、省力・低コスト化を推進した。

②　高品質で安定的な生産体制を整備するため、高糖性品種の育成・普及、土層改良等排水性及び作業効率の改善に向けた土地基盤整備、共同利用施設・機械の整備等を実施した。

（イ）　さとうきび

①　担い手農家への農地利用集積を図るとともに、農作業受託組織の活用やハーベスター等の導入による機械化一貫体系の推進に取り組み、省力・低コスト生産体制を整備した。

②　高品質で安定的な生産体制を整備するため、優良品種の育成・普及、畑地かんがい施設の整備等を実施した。また、側枝苗等の新種苗増殖技術を活用し、優良種苗の早期かつ効率的な生産・普及を推進した。

③　独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行った。

ケ　茶

特色を活かした茶産地の育成を支援するとともに、需要の動向に応じつつ、計画的な生産を推進した。具体的には、新品種の導入を含む茶園の改植、基盤整備、立地条件に即した機械化体系の導入、高性能製茶機械や新技術の導入等により、省力、低コスト、高品質で安定的な生産を推進した。

コ　飼料作物

飼料自給率の向上、飼料作物生産の拡大に向け、水田における飼料生産を強力に推進するなどの以下の施策を実施した。

（ア）　「飼料増産推進計画」等の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動を展開しつつ、以下の取組等を支援した。

①　飼料生産の組織化・外部化

②　水田における稲発酵粗飼料等の作付拡大、飼料用国産稲わらの利用拡大

③　日本型放牧システムの確立等を図るための条件整備

④　地域の状況を踏まえた粗飼料多給型の安全・安心な畜産物生産体制の構築

⑤　飼料増産に向けた技術・営農実証

（イ）　飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、担い手への草地基盤の利用集積や畜産主産地の再編整備を通じた畜産担い手の育成、草地の管理機械の大型化への対応、中山間地域における未利用地等の畜産的利用を推進し、草地等の生産基盤の整備を実施した。

サ　花き

近年の花き需要の横ばい、業務用から生活用への需要の変化、輸入量の増加等の状況を踏まえ、「花き産業振興方針」に則した以下の施策を推進した。

（ア）　多様で個性豊かな花きの開発・普及の推進

産地独自品種の育成や優良種苗の供給体制の整備等により、地域の特性を活かした花きの開発・普及を推進した。

（イ）　生産・流通の合理化の推進

①　コールドチェーン（低温流通）体制の整備等の推進、生産性の高い栽培技術や鮮度保持技術等の導入により、バケット低温流通の普及・定着を図り、高鮮度で日持ちの良い切花を中心とした「ブランド・ニッポン」花きの生産供給体制の確立を推進した。

②　作業の自動化・共同化、先端的技術・新品種導入等により、低コスト花きの周年供給体制の確立を推進した。

③　多様な消費者ニーズに対応した特色のある供給体制（多品目少量生産、独自品種による産地化、加工による高付加価値化、地産地消等）の確立を推進した。

④　環境負荷低減への社会的要請等に対応するため、低コスト・循環型花きの認証制度確立のための環境整備を推進した。

（ウ）　生活に密着した花きの需要拡大

うるおいと安らぎのある生活の実現のため、花きの普及や消費者との交流活動等を行うとともに、日持ちの良い切花供給を推進するため、日持ち保証システムの検討を行った。

シ　その他地域特産物等

こんにゃくいも、そば、繭をはじめとする地域特産物や雑豆等については、品質や加工度の向上等による新たな付加価値の創出、機能性に着目した新規用途開拓、新技術・新品種の導入等により、産地の特色を活かした農産物供給体制の確立を図った。また、その支援のために必要な情報提供等を行う体制を整備した。あわせて、機械化・省力作業体系の導入、契約栽培の推進等によって生産・流通を通じた高コスト構造の是正を推進した。

特に、いぐさ・畳表については、輸入品との徹底した差別化を図ることを基本に産地の構造改革を推進することとし、高品質畳表の生産に重点を移し、生産から流通・消費にわたる各種取組を行った。

3　食料の需給に関する動向把握と情報提供

食料・農業・農村基本計画の見直し議論が進められていくなかで、国民に食料自給率について改めて認識を深めてもらうことを狙いとして、食料自給率向上の重要性、食料自給率目標を掲げる意義等の基本的な情報を取りまとめた「食料自給率レポート」を作成・公表した。

また、国民に対して、国内外の食料需給動向等について的確な情報提供を行った。

Ⅱ　食料の安定供給の確保に関する施策

1　食の安全・安心の確保

（1）リスク評価の的確な実施

食品安全委員会においては、平成16年度中に、厚生労働省、農林水産省及び環境省からの102品目の食品健康影響評価（リスク評価）の要請を受けて審議を行い、84品目（15年度に評価要請を受けたものも含む。）の評価結果を関係各省に通知した。

このほか、国内外の関係機関やマスメディア等から収集した情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター等を通じて寄せられた情報・意見を踏まえ、食品安全委員会自らリスク評価を行う案件について検討を行い、「リステリアを含む食中毒原因微生物」についての評価に着手した。

また、16年２月からプリオン専門調査会等において、我が国におけるＢＳＥ問題全般についての調査審議を行い、９月に「日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策について－中間とりまとめ－」を取りまとめた。その後、中間とりまとめを踏まえ、厚生労働大臣及び農林水産大臣から評価要請のあったＢＳＥ国内対策の見直しについて審議を行い、17年３月28日に開催されたプリオン専門調査会において報告案が取りまとめられた。

（2）消費者等とのリスクコミュニケーション

食品の安全性の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするための取組を引き続き推進した。

（ア）　食品安全委員会

食品安全委員会においては、ホームページや季刊誌「食品安全」の発刊等を通じて国民に対するわかりやすい情報提供を行う一方、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じて国民から情報・意見を収集し、委員会や関係各省の施策を推進するうえでの参考とするとともに、Ｑ＆Ａを作成するなど情報提供に努めた。

また、関係各省や地方公共団体と連携して、ＢＳＥ等国民の関心の高いテーマについて全国各地で意見交換会を開催するなど、関係者相互間における情報・意見の交換の促進に努めた。

さらに、このようなリスクコミュニケーションの効果的かつ効率的な実施について、リスクコミュニケーション専門調査会等において調査審議を行い、７月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめた。

このほか、リスク評価に関する審議結果案等について、広く国民から意見・情報の募集を行った。

（イ）　厚生労働省

食品の安全に関する施策について、消費者や事業者等の関係者に対してわかりやすく説明するとともに、消費者等が意見を表明する機会を確保するための意見交換会を、食品安全行政全体を対象とした総合的なものだけでなく、健康食品、

農薬等のポジティブリスト制、ＢＳＥ対策等の具体的事項について積極的に開催した。その他にも、いわゆるパブリック・コメント手続きや審議会の公開、ホームページを活用した情報発信等を推進することにより、消費者等とのリスクコミュニケーションの充実を図った。

また、消費者等の関心や意識等を踏まえたより効果的なリスクコミュニケーションを推進していくため、そのあり方を検討する研究会を立ち上げ、わかりやすい情報提供や双方向の対話の実現に努めた。

（ウ）　農林水産省

① 食品の安全性の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、農薬の適正使用やＢＳＥ対策等個別の施策ごとにリスクコミュニケーションを開催するなど関係者と意見交換を行い、施策への意見の反映を引き続き図った。特にそれぞれの地域に根ざした食品安全行政を促進するため、食品の安全性の確保等の施策について、地方農政局、農政事務所等による各地域の消費者、生産者、事業者等の関係者との懇談会、意見交換会を行った。

② 食品の安全に関する情報の普及を図るため、これら情報をわかりやすく紹介したホームページの設置や、農林水産省をはじめ、食品安全委員会や厚生労働省の食の安全・安心に関する情報を毎日発信するメールマガジン「食の安全・安心トピックス」の配信を行った。

（３）産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

ア　農畜水産物・食品の安全性確保の強化

（ア）　生産資材の適正な使用の推進

農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品の安全性確保策や農産物等に含まれる有害物質対策の強化等により、安全・安心な農産物の供給を確保した。

① 改正農薬取締法に基づき、農業者、くん蒸を行う農薬使用者等に対する点検等により、適正な農薬使用を推進した。

② 年間生産量が３万トン以下の農作物等（いわゆる「マイナー作物」）については、使用可能な農薬が限定されるため、作物のグループ化による農薬の登録促進や、一定の経過措置期間内での使用可能な農薬の適用拡大等の措置を推進した。

③ 農薬に類似する資材（「植物活力剤」等）の安全性等を確認・調査したほか、改正農薬取締法に基づき、安全性に問題がない農薬の特定防除資材（特定農薬）としての指定について検討を行った。

④ 農薬の登録状況、使用方法等の情報をデータベース化し、インターネット等により広く情報提供を行った。

⑤ 改正肥料取締法に基づき、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれのある農産物が生産される肥料について特定普通肥料として指定するため、所要の調査、分析を開始した。

⑥ 飼料、飼料添加物の基準・規格の設定・見直しを適切に行うとともに、飼料製造工場等への立入検査、巡回調査等により、飼料の安全性確保を図った。

⑦ 抗菌性飼料添加物について、現在使用されておらず、今後使用見込みのない４品目の指定取消を行った。また、飼料関係団体、地方農政局、都道府県等を通じ

たパンフレットの配布（２万部）等により、飼料製造業者、農家等に対し、抗菌性飼料添加物の適正使用を徹底した。

⑧　牛飼養農家（約3,000戸）に対する鶏・豚用飼料（及び蒸製骨粉を含む肥料）の誤用防止の指導及び販売店（約1,200店舗）に対する誤用防止の注意表示等の指導を都道府県を通じて行った。

⑨　汚泥肥料等や飼料についての有害物質等の調査、分析技術の開発等を実施した。

⑩　飼料、肥料の基準・規格の施行により、牛のせき柱及び死亡牛を原料とした飼料、肥料の製造等を禁止し、実効性を確保するため、独立行政法人肥飼料検査所による原料製造業者への立入検査や地方農政局等による原料収集先への調査を実施した。

⑪　動物用医薬品等の使用基準等の設定に必要な試験・調査等を実施した。

（イ）　産地におけるリスク管理の推進

産地段階における有害物質等のリスク要因を的確に管理するため、産地段階での有害物質の実態調査や土壌汚染防止対策等を行うとともに、産地・生産者が自ら行う有害物質の残留防止のための栽培技術の導入や自主検査機器の整備、より安心な病害虫防除手法の確立等を支援した。

①　カドミウム、ダイオキシン、かび毒、アクリルアミド等農産物等に含まれる有害物質の実態を把握するとともに、リスク低減に資する栽培管理技術の実証、リスク管理のための生産ガイドラインの確立・普及、カドミウム等による農用地の土壌の汚染の防止等を図るための客土等を実施した。

②　カドミウムやかび毒等の米麦への汚染を低減・防止するための栽培管理技術の導入、自主検査機器の整備等及び国内産麦の安全・品質確保に対する生産者団体等の取組を支援した。

③　過去に埋設処理された残留性有機塩素系農薬の無害化処理を開始した。

④　病害虫発生予察情報に基づく適切な防除の推進、化学合成農薬に過度に依存しない耕種的・物理的防除技術を含めた総合的な防除体系や農薬の飛散防止技術の確立の推進、農産物の見栄えのためのみの農薬使用を低減するための方策の検討等を行った。

⑤　産地における農産物の生産実態、気象条件等に対応した実効性のあるＧＡＰ（適正農業規範）の構築と、その普及の取組を支援した。

（ウ）　食品の製造・加工、流通における取組の促進

平成15年の食品衛生法等の改正を踏まえ、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るため、改正法の着実な施行による食品等の監視・検査体制の強化に努めた。また、食中毒等の事故の未然防止及び再発防止対策の一層の強化を図る観点から、事業者による自主的な衛生管理の取組の促進、食品事故等の危害・危険情報を迅速かつ的確に収集し提供する体制の整備等を進めた。さらに、食品製造業におけるＨＡＣＣＰ手法等の高度な衛生・品質管理手法の導入の促進を図った。特に、中小企業等におけるＨＡＣＣＰ手法導入促進のための環境整備を支援した。また、食品流通の効率化を推進するとともに、食品の安全・安心に対する要請の高まり、消費者ニーズの多様化に対応することにより、生産者・消費者双方の期待にこたえられるよう、卸売市場整備の抜本的な見直し等を実施した。

① 国内に流通する食品の安全性を確保するため、一昨年の食品衛生法の改正により、都道府県知事等が地域の実情に応じた都道府県等食品衛生監視指導計画を毎年度策定する仕組みが設けられた。これに基づき、食品供給行程の各段階における監視指導を実施した。また、都道府県等の監視指導体制を強化するため、講習会を開催し、食品衛生監視員の資質の向上や検査施設の充実を図った。

② 食品衛生法の改正により、食品等事業者は、食品の安全性を確保するため、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。また、食中毒等の危害の発生・拡大の防止を迅速、効率的、かつ円滑に実施するため、仕入れ元の名称等、必要な情報の記録・保存に努めることとされたが、当該規定の運用の統一化を図るため、「食品衛生法第１条の３第２項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」に基づく指導を行った。さらに、これらに伴う食品等事業者の自主的な取組について、協力を求めた。

③ 食品衛生法の改正により、残留基準が設定されていない農薬等を含む食品の流通を原則として禁止するいわゆるポジティブリスト制が導入することとなっており、国際基準等を参考に、施行に向けた準備をすすめた。

④ 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、食品衛生法の改正により、安全性に問題があると判明したもの、既に使用実態がないことが判明したものについて使用を禁止できる制度が導入されたところである。平成16年度には、安全性に問題があると判明したアカネ色素及び既に使用実態がないことが判明した38品目を既存添加物名簿から消除し、その使用を禁止した。

また、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物については、要請者からの指定の要請の有無にかかわらず、国が主体的に指定に向けた検討を進めており、添加物20品目、香料12品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、指定に必要な手続きを開始した。16年度中には、そのうち、ステアリン酸カルシウム及び香料４品目について、省令等の改正の手続きが完了し、わが国での使用が認められた。

⑤ いわゆる健康食品等に関しては、健康増進法に基づく虚偽・誇大表示禁止規定の監視体制を強化するため、16年度より、監視業務の一部を地方厚生局に移管した。また、16年６月の「「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会」の提言を踏まえ、保健機能食品制度の見直し等、国民に対して正確で十分な情報提供が行われるような環境整備を講じた。

⑥ 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度や「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」の適切な施行を通じ、ＨＡＣＣＰの普及・定着を図った。また、ＨＡＣＣＰの考え方に基づいて策定された「大量調理施設衛生管理マニュアル」による衛生管理を引き続き徹底させ、給食施設等の衛生

⑪ リスクコミュニケーション手法の構築に関する研究

水準の向上等の取組を進めた。

⑦ 卸売市場の大規模増改築等建造物の新設を行う整備（水産物、食肉市場）に対する補助について、ＨＡＣＣＰ的な管理が可能な高機能施設（低温化、外気の遮

断が可能な構造等）とすることを義務付けた。

⑧　安全で高品質な牛乳等を安定的に供給するため、生乳生産者段階においてＨＡＣＣＰ的手法（乳温管理システム）の導入のモデル的な推進と、乳業の先進的な製造衛生管理技術の情報収集・提供を行った。

⑨　水産加工場におけるＨＡＣＣＰ導入を加速するため、加工場の衛生管理水準の判定基準（案）を策定するとともに、当該基準（案）により、加工場の衛生管理の現状調査を行った。

⑩　食肉の安全性を確保するため、引き続き、ＢＳＥの全頭検査に努めるとともに、ホームページ等を通じた情報提供を行った。

（エ）　輸入食品の安全性の確保

15年に改正された食品衛生法の着実な施行や食品衛生監視員の増員等により輸入食品の監視・検査体制の強化を図った。

また、政府が輸入する米麦の残留農薬分析、輸出国における農産物のリスク管理対策の状況調査等により、厚生労働省と農林水産省とが連携して輸入食品の安全の確保を図った。

①　食品衛生法の改正による検査命令の対象食品等の政令指定の廃止に伴い、機動的に検査命令を実施したほか、検疫所が行う試験業務の登録検査機関への委託の実施及び検疫所の食品衛生監視員の増員や輸入食品・検疫・検査センターの機器等の整備を行い、監視・検査体制の強化を図った。

また、輸入食品監視指導計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施、輸入者の自主的な衛生管理にかかる指導の実施及び二国間協議を通じた輸出国における衛生対策の推進等を図った。

②　政府が輸入する外国産米・麦について、安全性確保に万全を期するため、引き続き残留農薬等の分析を行った。

③　国内で販売される輸入野菜等に含まれる残留農薬について、独立行政法人農林水産消費技術センターで分析を行った。

④　輸出国（中国・タイ）における農産物のリスク管理対策の状況調査を実施するとともに、リスク管理関連情報の提供を行った。

⑤　米国におけるＢＳＥ発生に関しては、我が国の消費者の安全・安心が確保されることが何よりも重要との観点から、協議を行った。

（オ）　コーデックス委員会への対応強化

国際食品規格の策定を行うコーデックス委員会に対応するためのデータ作成、情報収集・提供、意見交換を実施した。

イ　家畜防疫体制の強化

生産者の飼養衛生管理の向上、人畜共通感染症を含む家畜の伝染性疾病の危機管理体制の整備等家畜防疫体制等を強化するとともに、ＢＳＥ対策特別措置法に基づく24か月齢以上の死亡牛全頭のＢＳＥ検査を16年４月１日から全国において実施し、安全・安心な畜産物の供給確保に努めた。

（ア）　家畜伝染病予防法に基づく対策の徹底

家畜の所有者が遵守すべき基準として、飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付けた（16年９月公布、12月施行）。高病原性鳥インフルエンザ、ＢＳＥ及び口蹄疫については、特定家畜伝染病防疫指針を策定し、公表し